

(別添)

## 講師等への謝金・旅費に対する源泉徴収手続きについて

### 1 報酬・料金等の源泉徴収事務

講師等に支払う謝金・旅費の源泉徴収事務とは、支払いの際に一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して税務署に納付する事務のことです。

源泉徴収の対象とされている範囲及び税額の計算方法は次の表のとおりです。

<平成30年版源泉徴収のあらまし：国税庁 抜粋>

区分	左の報酬・料金に該当するもの	源泉徴収税額
技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料	技芸、スポーツその他これらに類するもの（実技指導等）の教授若しくは指導又は知識の教授の報酬・料金 ※以下省略	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%

### 2 源泉徴収の対象となる報酬・料金等に含まれるもの、含まれないもの

(1) 謝金、取材費、調査費、車代などの名目で支払いをする場合がありますが、これらの実態が原稿料や講演料と同じ場合には、すべて源泉徴収の対象になります。

(2) 旅費や宿泊費などの支払いも原則的には報酬・料金等に含まれます。しかし、通常必要な範囲の金額で、報酬・料金等の支払者が直接ホテルや旅行会社等に支払った場合は、報酬・料金等に含めなくてもよいことになっています。

#### 【計算例】

例①	講師に謝金のみ 22,274 円を支出する場合 <源泉徴収税額> $22,274 \text{ 円} \times 10.21\% = 2,274.17 \text{ 円} \rightarrow 2,274 \text{ 円}$ (1 円未満切捨て) <謝金支払額> $22,274 \text{ 円} - 2,274 \text{ 円} = 20,000 \text{ 円}$
例②	講師に謝金 30,000 円及び旅費 16,000 円を支出する場合 <源泉徴収税額> $(30,000 \text{ 円} + 16,000 \text{ 円}) \times 10.21\% = 4,696.6 \text{ 円} \rightarrow 4,696 \text{ 円}$ (同上) <謝金支払額> $(30,000 \text{ 円} + 16,000 \text{ 円}) - 4,696 \text{ 円} = 41,304 \text{ 円}$

### 3 各種手続き方法

#### (1) 源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付

事業実施団体は、報酬・料金等を支払った月の翌月10日（10日が土日祝の場合は土日祝の翌日）までに、「納付書」（※様式別添1）を作成し、最寄りの金融機関または所轄の税務署で納付します。

「納付書」は所轄の税務署でもらえます。

#### (2) 報酬・料金等の法定調書合計表及び支払調書の提出

報酬支払者（事業実施団体）は、その報酬などについて、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（※様式別添2）及び「支払調書」（※様式別添3）を作成し、翌年1月31日までに税務署長に提出しなければなりません。

ただし、同一人に対するその年中の報酬支払金額が5万円以下であるものについて

は、「支払調書」を提出する必要はありません。

また、支払調書作成にあたって、原則としてマイナンバーを記載しなくてはなりません。「支払調書作成のためのマイナンバーご提出のお願い」(※様式別添4)を参考にマイナンバーの提出依頼をしてください。

なお、マイナンバーを取り扱うにあたり、各団体で必要な準備・手続きがある場合は各自で対応してください。

### (3) 報酬・料金等受取者への支払調書の送付

支払者から報酬を受けた側に支払調書を提供することは義務ではありませんが、一般的に要求されることが多いことから、確定申告前の1月中旬から下旬ごろに送付してください。

ただし、報酬を受けた側に提供する支払調書にはマイナンバーを記載することはできませんので、税務署に提出する書式とは異なる「支払調書」(※様式別添5)を作成してください。

# 様式別添 1

国税庁 納付書 (納付書) 鳥取県 納付書 納付書

32319 鳥取 00045911 110 00389943

680-0011  
鳥取市東町1丁目220番地

公益財団法人 鳥取県体育協会

08401 110 00389943

## 記載のしかた

この納付書は、借主や内国法人に支払う定期・料金(弁護士、税理士、行政書士等の報酬を除きます)、契約金、賃金、公的年金等又は生命保険契約に基づく年金について、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付するとともに、適用していただき、「納税の告知により納付する現金については、この用紙を使用しないでください。」の記載事項についてお分かりにならない点などがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

### 報酬・料金等のコード表(その他)

コード	区分
01	原稿、おしらせ、作曲、レコード吹き込み、ビデオの報酬、放送通告、著作権(著作権権を除く)及び工業所有権等の使用料、講演料等
02	公的年金等納付金(年金法の規定により支払われる年金報酬)
03	職業上の必要、報酬の相手及びモデル等の業務に関する報酬・料金
04	風俗娯楽の業務に関する報酬
05	外交員、執事及び電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金
06	映画、演劇その他の芸能やラジオ放送、テレビジョン放送に寄る出演、演出又は企画の報酬・料金
07	個人の専主が受ける税務の責金
08	生命・損害保険契約に基づき年金
09	法人の専主が受ける税務の責金

### 納付について

- 現金は、報酬・料金を支払った月の翌月10日までに最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。納期限までに納付されない場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければなりません。
- この納付書は、3枚1組の複写式になっていますが、切り離さずに納付場所へ提出してください。
- 公的年金等を支払う場合には、納付する税額がない場合であっても、所得税徴収権計算書(納付済通知書)に所轄の税務署に届出又は送付してください。

この「区」で開かれた項目については、記載漏れのないようにしてください。

整理番号 貴納(付)の整理番号を間違えないように記載してください。

納期等の区分 納期 有金等を支払った年月を記載してください。

(記載不要)

【本税】「税額」の項の前を計算して記載します。

合計額 金額を書き誤ったときは新しい納付書に書き換えてください。

【重要】 報酬・料金の金額から控除した金額(所得控除)が32319円ある場合にはその旨及びその金額を、また、源泉徴収を要しない公的年金等がある場合には、その旨及びその金額を記載してください。所得税法第22条第1項に定める報酬・料金は契約金で同一人に対し同一に支払われる金額(約100万円を超えるものがある場合には、その旨及びその金額)の合計額を記載してください。高所得者の所得控除率に関する源泉徴収届出書を提出した個人に支払った報酬・料金は、その旨及びその金額を記載してください。

平成 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

番番号 〇〇〇〇〇〇

平成 年 月 日提出  
税務署長 殿

税務署受付印

事業種目 整理番号

提出者  
住所又は所在地 (フリガナ) 電話 ( - - )  
氏名又は名称 (フリガナ)  
個人番号又は法人番号(フリガナ)  
代表者氏名印

調書の提出区分  
新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4

提出媒体  
1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 貸渡

作成担当者  
作成税理士署名押印 電話 ( - - )

本店等一括提出 有  否   
翌年以降送付

税理士番号

提出用

平成28年1月1日以後提出用

提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。電子FD15、MO16、CD17、DVD18、書面30、その他99。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
④の総額					
④のうち、内閣府の職員					
④のうち、源泉徴収票を提出するもの					
災害減免法により徴収猶予したもの					

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
④の総額				
④のうち、源泉徴収票を提出するもの				

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

区分	人	員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)				
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)				
診療報酬(3号該当)				
職業野球選手、選手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)				
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)				
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)				
契約金(7号該当)				
賞金(8号該当)				
④の計				
④のうち、支払調書を提出するもの				
④のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金				
災害減免法により徴収猶予したもの				

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

区分	人	員	支 払 金 額
④の総額			
④のうち、支払調書を提出するもの			

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

区分	人	員	支 払 金 額
④の総額			
④のうち、支払調書を提出するもの			

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

区分	人	員	支 払 金 額
④の総額			
④のうち、支払調書を提出するもの			

通信日付印 確認印

提出年月日 〇〇 〇〇 〇〇

身元確認

税務署 監理欄

区 分  
A B C D E F G H

平成 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

番 号 〇〇〇〇〇〇

平成 年 月 日提出  
税務署長 殿

事業種目 整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

住所又は所在地 (フリガナ) 電話 (フリガナ)

氏名又は名称 (フリガナ) 本店等一括提出 翌年以降送付

個人番号又は法人番号(注) (フリガナ) 作成担当者 有 〇 否 〇

代表者氏名印 作成税理士署名押印 税理士番号

電話 ( )

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

区 分	人 員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 俸給、給与等の総額				
②のうち、内職適用の雇労働者の賃金				
③ 源泉徴収票を提出するもの				
災害減免法により徴収猶予したもの				

(摘要)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
① 退職手当等			
②のうち、源泉徴収票を提出するもの			

(摘要)

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

区 分	個人	個人以外	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)				
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)				
診療報酬(3号該当)				
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)				
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)				
ホステス等の報酬又は料金(6号該当)				
契約金(7号該当)				
賞金(8号該当)				
① 計				
②のうち、支払調書を提出するもの				
③のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金				
災害減免法により徴収猶予したもの				

(摘要)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

区 分	人 員	支 払 金 額
① 使用料等の総額		
②のうち、支払調書を提出するもの (摘要)		

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

区 分	人 員	支 払 金 額
① あっせん手数料の総額		
②のうち、支払調書を提出するもの (摘要)		

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

区 分	人 員	支 払 金 額
① 譲受けの対価の総額		
②のうち、支払調書を提出するもの (摘要)		

控 用

平成28年1月1日以後提出用

提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子14 FD15 MO16 CD17 DVD18 書面30 その他99)

平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

## 【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

### 記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

### 2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊤のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

### 3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊤㊤のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

### 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊤計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊤のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

## 5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
  - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
    - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
    - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
  - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

## 6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
  - イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
    - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
    - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
  - ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」

## 7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
  - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
    - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
    - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
  - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

## 8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

**様式別添3 【税務署提出用】(マイナンバー記載欄有り)**

平成31年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称		個人番号又は法人番号										
区分	細目	支払金額			源泉徴収税額								
		内	千	円	内	千	円						
(摘要)													
支払者	住所(居所)又は所在地												
	氏名又は名称	(電話)	個人番号又は法人番号										
整理欄	①						②						

様式別添4 マイナンバー提出依頼様式

平成 年 月 日

●●●● 様

事業実施団体名

支払調書作成のためのマイナンバーご提出のお願い

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度はご多忙中にもかかわらず、●●事業に係る講師依頼につきましてご快諾いただき誠にありがとうございます。

本依頼にかかる支払調書作成のため、あなたのマイナンバーが必要となります。

つきましては、大変お手数ですが、下部の「マイナンバー連絡書」に必要事項をご記載のうえ、「本人確認書類（※1）」の写しを同封し、指定の方法でご返送いただきますようお願い申し上げます。

また、担当者●●に預ける場合は、別紙「委任状」への記載も併せてお願いいたします。

なお、ご連絡いただきましたマイナンバーについては、下記の目的以外では使用せず、社外への不正な流出、漏えい、改ざんから保護するために必要な安全対策を講じ、適切かつ安全に管理いたしますので、何卒よろしくようお願い申し上げます。

敬具

記

使用目的：支払調書作成

----- 切り取り線 -----

マイナンバー連絡書		確認欄
1 講 義 日	平成 年 月 日	※事務的確認欄ですので、チェックを入れないでください。  <input type="checkbox"/>
2 会 場	_____	
3 氏 名	_____	
4 マイナンバー	No. _____	

(※1)「個人番号カード」の場合は番号記載面の写しのみ。「通知カード」の場合はカードの写しに加え運転免許証または健康保険証の写しが必要です。

## 委 任 状

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

私は下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。  
委任事項：私の個人番号を●●●に提供すること。

### 【代理人】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

※会社等が代理人に個人番号の報告を委託したことになり、代理人に対する個人番号の監督責任が生じます。

様式別添 5

【報酬を受けた側への提供用】（マイナンバー記載欄無し）

平成31年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所（居所） 又は所在地						
	氏名又は 名 称						
区 分	細 目	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額		
		内	千	円	内	千	円
(摘要)							
支払者	住所（居所） 又は所在地						
	氏名又は 名 称						
		(電話)					
整 理 欄		①			②		